

## 会 議 録

審議会等の 名称	令和4年第5回教育委員会（定例会）
開催日時	令和4年3月23日（水）14:00～15:30
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、佐藤委員、角川委員
欠席者	
事務局	兒玉教育部長、古賀文化財担当理事、三輪教育部次長、河村教育総務課長、藤原教育施設管理課長、宮崎学校教育課長、江村社会教育課長、米富文化財保護課長、松富中央図書館長、杉本保育幼稚園課長、下野保育幼稚園課主査、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課主査
付議案件	<p>議 案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）教育財産の所管換えについて</li> <li>（2）教育財産の所管換えについて</li> <li>（3）教育財産の所管換えについて</li> <li>（4）山口市教育委員会事務局内部組織等に関する規則の一部を改正する規則について</li> <li>（5）山口市学校法人に対する助成に関する規則の一部を改正する規則について</li> <li>（6）山口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</li> <li>（7）山口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について</li> <li>（8）山口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について</li> <li>（9）山口市立学校施設使用料徴収条例施行規則及び山口市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について</li> </ul> <p>藤本教育長      ただいまから、令和4年第5回教育委員会定例会を開会いたします。最初に、3月2日にご逝去されました竹内委員さんの生前の教育委員としてのご功績を偲びまして、心から哀悼の意を表したいと思います。大変恐れ入りますが、一分間の黙祷を捧げたいと思います。黙祷。</p> <p style="text-align: center;">どうもありがとうございました。それでは改めまして、定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">本日の会議録の署名は、横山委員さんと佐藤委員さんをお願いいたします。</p>

本日は議案9件、報告1件となっております。まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。本日の案件につきましては、市議会に上程する案件等ではございませんことから、この議案を公開にて審議したいと思います。

公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

それでは、本日は、すべてを公開にて審議いたします。

まず議案1号の「教育財産の所管換え」について、事務局から説明をお願いします。

杉本保育幼稚園課長。

杉本保育幼稚園課長 議案第1号の「教育財産の所管換えについて」ご説明いたします。  
「議案集」の1ページをご覧ください。

併せて、「議案参考資料」の1ページをご覧ください。8月の教育委員会定例会に提出いたしました議案において、説明いたしましたとおり、市内南部4園の幼稚園を統廃合し、新たに山口みなみこども園を本市で公立の幼保連携型認定こども園として初めて設置することになったところでございます。

今後、こども未来部所管として令和4年4月1日から運営する予定の統廃合後の旧幼稚園施設の所管換えに当たり、教育委員会のご意見を伺うものでございます。

山口市立鑄銭司幼稚園につきましては、山口市立山口みなみこども園として運営するための増築工事が完了しましたことから議案集の1ページに記載の地番、地目、面積の土地および建物を山口市こども未来部保育幼稚園課に所管換えする予定でございます。土地面積につきましては、議案参考資料の1ページの図面上に記載の赤枠の土地の登記簿面積の合計が根拠となっております。建物面積につきましては、すでに県に提出済の「幼保連携型認定こども園設置届」添付資料に記載の建物面積が根拠となっております。

説明については以上でございます。

藤本教育長 それでは、議案第1号につきまして意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

無いようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第2号の「教育財産の所管換え」について事務局から説明をお願いいたします。

	杉本保育幼稚園課長。
杉本保育幼稚園課長	<p>議案第2号の「教育財産の所管換えについて」ご説明いたします。</p> <p>議案集の2ページをご覧ください。併せて議案参考資料の2ページをご覧ください。こちらも鑄銭司幼稚園と同様に、今後、こども未来部所管として運営する予定の、統廃合後の旧幼稚園施設の所管換えに当たり、教育委員会の意見を伺うものでございます。</p> <p>山口市立名田島幼稚園につきましては、放課後児童クラブとして運営いたしますことから、議案集の2ページに記載の地番、地目、面積の土地および建物を山口市こども未来部こども未来課に所管換えをする予定でございます。</p> <p>土地面積につきましては、議案参考資料の2ページの図面上の範囲の敷地が参考となりますが、毎年度、文部科学省に報告しております、「公立学校施設台帳」に記載の面積が根拠となっております。建物面積につきましても同様に「公立学校施設台帳」に記載の面積が根拠となっております。</p> <p>説明については以上でございます。</p>
藤本教育長	<p>それでは議案第2号につきまして、意見質問等がありましたらお願いいたします。</p>
山本委員	<p>一つ教えていただいてもいいですか。</p> <p>にこにこ学級の、放課後児童クラブなのですが、これは今までどこか別のところで運営をされていたものなののでしょうか。</p> <p>こちらで新たに開設するものなののでしょうか。</p>
杉本保育幼稚園課長	<p>現在も名田島の幼稚園の方で、施設の一部をお貸しして運営しているところなのですが、これからは全体を児童クラブとして使用するということになっております。</p>
藤本教育長	<p>その他、何かありますか。</p> <p>無いようでしたら議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案の通り決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号の「教育財産の所管換え」について事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>杉本保育幼稚園課長。</p>
杉本保育幼稚園課長	<p>議案第3号の「教育財産の所管換えについて」ご説明いたします。</p> <p>議案集の3ページをご覧ください。併せて、議案参考資料の3ページをご覧ください。こちらも鑄銭司幼稚園および名田島幼稚園と同様に、今後こども未来部所管として運営する予定の、統廃合後の旧幼稚園施設の所管換えに当たり、教育委員会のご意見を伺うものでございます。</p>

	<p>山口市立秋穂幼稚園につきましては、放課後児童クラブとして運営いたしますことから、議案集の3ページに記載の面積の建物を山口市こども未来部こども未来課に所管換えをする予定でございます。建物面積につきましては、毎年度、文部科学省に報告しております、「公立学校施設台帳」に記載の面積が根拠となっております。なお、土地につきましては、議案参考資料の3ページの図面上の範囲の敷地が参考となりますが、こちらは宗教法人赤崎神社から借用している土地でございますので、所管換えの対象とはなっておりません。</p> <p>令和4年度以降も、放課後児童クラブ運営のための敷地として、引き続きこの土地を借用することといたしております。</p> <p>説明については以上でございます。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第3号について意見質問等はありませんでしょうか。無いようでしたら、議案第3号について承認をされる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり決定いたします。</p> <p>杉本保育幼稚園課長についてはここで退出します。</p> <p>続きまして、議案第4号の「山口市教育委員会事務局内部組織等に関する規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>河村教育総務課長。</p>
河村教育総務課長	<p>議案第4号について説明いたします。</p> <p>議案資料の5ページをお開きください。</p> <p>山口市教育委員会事務局内部組織等に関する規則の一部を改正する規則でございます。</p> <p>説明は、議案参考資料の4ページからの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正の内容といたしましては、令和4年4月に鑄銭司幼稚園、名田島幼稚園、二島幼稚園及び秋穂幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園「山口みなみこども園」を開設することに伴い、学校教育課の分掌事務に幼保連携型認定こども園の教育課程を加えるものでございます。</p> <p>参考と書いてある資料をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第18条第3項に、「指導主事は、上司の命令を受け、学校及び幼保連携型認定こども園における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」と規定されております。その法律に基づく分掌事務とするものでございます。</p> <p>また、このたび、これまで学校教育課の分掌事務として、学校の教育課程と幼稚園の教育課程を分けておりましたが、これを統一しております。</p>

	<p>これは、参考資料にありますように、地方教育行政法の定めによる指導主事の事務、それから学校教育法が定める学校の規定に、幼稚園というところは、学校教育基本法上の「学校」に含まれておりまして、事務分掌の規定上、特に区分する必要はないことから、このたび合わせて学校と幼稚園、合わせて記載するものです。</p> <p>議案の説明は以上です。</p>
藤本教育長	<p>それでは議案第4号につきまして、意見ご質問等はありませんか。</p> <p>無いようでしたら議案第4号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして議案第5号の「山口市学校法人に対する助成に関する規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>河村教育総務課長。</p>
河村教育総務課長	<p>議案資料の6ページ、7ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号「山口市学校法人に対する助成に関する規則の一部を改正する規則」でございます。</p> <p>説明は、議案参考資料の5ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>助成申請に係る様式です。改正の内容といたしましては、昨年11月に、本市におきまして「申請書等の押印見直し判断基準」が改正されまして、これまでは押印を求めるものとして規定されていた「法人から提出される申請書等のうち、支出の根拠となるもの」といった項目が削除されました。このことに伴い、本規則にかかる様式の押印欄を廃止し、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>以上で議案第5号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>議案第5号について意見や質問等はありませんか。</p> <p>無いようでしたら議案第5号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第6号の「山口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>河村教育総務課長。</p>
河村教育総務課長	<p>議案第6号の説明をします。</p> <p>議案資料の9ページから10ページをご覧ください。議案第6号「山口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」でございます。</p> <p>説明は、議案参考資料②の6ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正の内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、令和4</p>



	<p>年4月に、幼保連携型認定こども園「山口みなみこども園」を開設することに伴い、本規則にかかる公印の個数について所要の改正を行うものでございます。具体的には、これまで幼稚園の数10か所でしたが、6か所に減少いたしますので、個数としては10から6に改正をするものです。</p> <p>以上で議案第6号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>議案第6号について意見や質問等はありませんか。</p> <p>無いようでしたら、議案第6号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして議案第7号の「山口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」について事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>宮崎学校教育課長。</p>
宮崎学校教育課長	<p>続きまして、議案第7号「山口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案資料の11から12ページ。それから議案参考資料の7ページから11ページ、特に10ページの部分になります。これは、児童・生徒等の学校運営協議会への参画を促進し、もって地域連携教育の更なる推進を図るため、児童・生徒等の会議への出席及び意見聴取に係る規定を新たに設けるものでございます。</p> <p>なお、令和4年度より学校運営協議会委員に対し、委員報酬として年額3,000円をお支払いすることとしておりまして、それにかかる市条例施行規則の改正手続きを現在行っているところでございます。</p> <p>以上で、議案第7号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>議案第7号について意見や質問等はありませんか。意見、質問等が無いようでしたら、議案第7号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして議案第8号の「山口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」について事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>宮崎学校教育課長。</p>
宮崎学校教育課長	<p>続きまして、議案第8号、議案資料の13ページ、14ページ、それから参考資料の13ページ以降をご覧くださいと思います。「山口市</p>

	<p>立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>これは、令和4年3月31日に、鑄銭司幼稚園、名田島幼稚園、二島幼稚園及び秋穂幼稚園を廃止することに伴いまして、「山口市立幼稚園管理規則」に所要の改正を行うものでございます。</p> <p>以上で、議案第8号の説明を終わります。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>議案第8号について意見や質問等はありませんか。無いようでしたら、議案第8号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第9号の「山口市立学校施設使用料徴収条例施行規則及び山口市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>江村社会教育課長。</p>
<p>江村社会教育課長</p>	<p>それでは、議案第9号「山口市立学校施設使用料徴収条例施行規則及び山口市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をします。</p> <p>議案集の15ページ、16ページ、17ページ。参考資料の19ページ、20ページ、21ページをご覧ください。参考資料の方でご説明させていただきます。</p> <p>改正内容につきましては、まず1点につきまして、5割の額というところの5割以内の減額というところの旧のところを、他の体育施設の管理条例、使用料条例等の整合を図りまして、5割の額と整合を取ったところ です。</p> <p>続きまして身障者の関係の減免制度の拡充に伴いまして、この一次使用につきまして、学校施設使用料徴収条例施行規則に加えたものです。</p> <p>続きまして、市長が別に定める額については、2月の条例改正に伴いまして、学校開放に係る屋内運動場の照明施設が教育の許可の関する分が教育委員会に移管したことに伴いまして、様式を変更するものです。お手元に3枚のつづりの様式集があると思います。変わった点だけご説明いたします。中央に屋外運動場照明施設というものが加わっています。学校施設利用許可書の方につきましても屋外運動場照明施設というものが加わっています。使用料減免申請の方につきましては新使用に加えて学校開放の部分の使用料免除の欄ができております。当然屋外運動場の照明施設の方も入っております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>議案第9号について意見や質問等はありませんか。それでは、議案第9号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p>

(全員挙手)

それでは原案のとおり決定いたします。

続きまして報告第1号の「令和4年3月定例会市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況」について、事務局から説明をお願いします。

児玉教育部長。

児玉教育部  
長

それでは、前定例会の一般質問、と委員会の概況についてご報告します。

資料の③をご説明します。この3月定例会市議会においては2ページ、3ページにありますように3人の議員からご質問をいただいたところで、一人ずつ、要旨と答弁についてご説明をします。

桜森順一議員です。大項目はゼロカーボンシティについてということで、太陽光発電の設置、教育委員会には小中学校の設置状況等についてということで、私の方で、ご答弁を申し上げております。

国においては、2050年、カーボンニュートラルに向けて、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減を目指すこととされている。本市においても「山口市ゼロカーボンシティ宣言」を昨年12月に実施され、また、国が示された脱炭素ロードマップに掲げられている、全国100カ所の脱炭素先行地域の選定に向けて、取り組まれていると聞いている。こうした中、地域脱炭素の取組みとして、これから5年間が重要と考えるが、市民の取組みとして、自家消費型の太陽光発電設備の設置を促すことが考えられる。市民が設置をしやすいように、設置に関する補助金などの支援が必要であると考え。市の考えを伺う。その二にまいりまして、小中学校における太陽光発電設備の設置についてこれまでと今後の取組みについて伺うということです。

答弁の概要については、資料の④でご説明をします。太陽光発電設備の設置は、学校施設の柱や梁に相当な荷重がかかる。現在で小学校7校、中学校8校の計15校に設置してきており、今後も、新たに校舎等を建築する場合には設置を検討していきたい。令和4年度当初予算案に既存校舎等の改修を行うとしているが、この中には柱や梁などへの工事を含まないため、この改修工事に併せた太陽光発電設備の設置は困難である。今後、地球温暖化対策実行計画の改定作業が予定されているが、太陽光発電設備の設置をはじめとした再生可能エネルギーの更なる導入推進については、この改定作業の中で教育委員会としても議論していきたい。

次に竹中一郎議員です。徳佐八幡宮のしだれ桜についてということで、ご質問をいただいております、私の方でご答弁を申し上げます。要旨を読み上げます。徳佐八幡宮のしだれ桜が、このたび国の名勝に指定さ



れる見込みとなった。中山間地域の活性化に向け、定住人口の確保は当然であるが、現実的には交流人口の増加を促す取り組みが必要であり、観光・交流の対象としての文化財の意義は非常に高いと考えている。また、平成31年の改正文化財保護法の施行を通じて、国においては文化財の「保存」を中心とする考えから「活用」も重視する考えに大きく舵が切られているところである。については今回の指定を機に、徳佐八幡宮のしだれ桜の地域活性化に向けた活用について、どのように取り組んでいくのか、考えを伺う。ということです。

答弁の概要です。徳佐八幡宮のしだれ桜は、地元や保存会の手厚い保護活動によって守り伝えられ、多くの方々が訪れている県内屈指の桜の名所である。ということで、この3月に国の指定を受けたところです。このしだれ桜が国指定の名勝となると本市で4件目の指定となるが、阿東地域では来年度に指定100周年を迎える長門峡、一昨年に供用開始をした常徳寺庭園の名勝が既にあり、4件のうち3件がこの阿東地域に集中するということになる。教育委員会としては、しだれ桜を含む、阿東地域における個々の歴史文化の地域資源を戦略的かつ効果的に結び付けることで、地域内の回遊性を高め交流人口の増加につながるよう、引き続き地域、関係団体、所有者、庁内の関係部局と連携して取り組んでいきたい。

最後に山見議員です。小中一貫教育と新型コロナウイルス感染症感染防止対策による影響、この2点についてお尋ねいただいております。

要旨を読み上げます。12月定例会の施政方針の中で、市長が小・中一貫教育の検討を行うことについて述べられ、令和4年度予算でも措置されている。小・中一貫教育については、他市においても先進的な教育活動を行っている学校がある。とりわけ萩市内では7つの学校で小・中一貫教育の取組みが進められ、本取組みにより小学校から中学校への接続がスムーズになり、児童生徒の生活面・学習面の規律が定着し、コミュニティ・スクール機能も活性化するなど、多くの成果が表れているとのことである。その一方で、小学校高学年のリーダー意識や小学校と中学校の節目に対する児童生徒の意識、また慣れ親しんだ今までの学校文化とは異なる取組みへの負担感・抵抗感や、小・中一貫教育に対する教職員間の意識の相違等の問題も存在しているとのことである。このような他市の成果と課題、本市の小・中学校の現状を踏まえ、本市における小・中一貫教育の検討の方向性について、所見を伺う。

これは教育長からご答弁をいただいております。答弁の概要です。小・中一貫教育は、コミュニティ・スクールの活動と極めて親和性が高い取組みである。そうした中、本市では全国的に見ても早い段階からコミュニティ・スクールを核とした学校運営に取り組んできており、着実にその成果が現れてきている。今年度、本市では文科省による実証研究に参加し、

コミュニティ・スクールの取組の成果や課題、子どもたちの学習への取組状況等を可視化することができた。そのなかで、本市の学校運営協議会の運営状況は他の先進自治体と比較して高い数値を示したほか、児童・生徒については「規範意識や思いやりの心」、「ふるさとに対する誇りや愛着心」が醸成されてきており、さらに保護者・地域住民については「学校への信頼や期待」が他の自治体に比べ高い結果が見受けられた。一方、課題としては、学習面で小学校から中学校と学年が進むにつれて、学習に対する苦手意識が高くなる傾向が見受けられる。本年度の全国学力・学習状況調査においても、学習に苦手意識をもっている児童・生徒の中には、小学校段階において、学習につまずきを抱えたまま進級・進学している現状も把握できた。さらに、本市の不登校の実態を分析すると、全国の他の自治体と同様、特に小学校6年生から中学校1年生に進学した時の増加率が大きくなる傾向にあり、いわゆる「中1ギャップ」による不登校件数の増加が喫緊の課題だと言える状況にあった。こうした課題の解決を図るためには、コミュニティ・スクールを核とした学校運営に加え、現在の小・中連携教育の取組みを、さらに一歩前進させ、小・中学校が一貫性をもって9年間の学びと育ちをともに支えていくことが大事であることから「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を検討していきたいと考えている。小・中一貫教育の導入にあたっては、「学習意欲の向上」、「中1ギャップと言われる『不登校の減少』」、「小・中学校教職員の意識改革」といった大きく分けて3つの効果を期待している。また、小・中一貫教育を導入することにより懸念される「小学校高学年のリーダーとしての意識」については、小学校においてリーダーとして活躍できるような行事を実施したり、委員会活動において責任ある役割を経験させたりすることで、リーダー性を育むことで解決できると考えている。今後は、各地域において作成している「学校・地域連携カリキュラム」を基に、地域ぐるみで子どもたちの育ち・学びを支援するコミュニティ・スクールの取組みに、小・中一貫教育の視点を新たに加えることで、さらに魅力ある学校づくり、地域づくりにつなげてきたいと考えている。来年度には、令和4年度には学校や地域、学校運営協議会、有識者等の意見を踏まえながら、本市ならではの「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の在り方について検討を重ね基本方針の策定を進めていきたい。

それから、もう一つ、②の新型コロナウイルス感染防止対策による影響です。新型コロナウイルス感染症の流行が2年以上続くという緊急事態で、当初は感染しにくいとされていた子どもたちの感染も広がり、身体的・精神的な影響が出てきており、教育への影響が懸念される。教育現場では、文部科学省のガイドラインに基づき、様々な感染防止対策を講じてこられていることは認識しているが、運動時等のマスク着用によ

る体調不良、給食の黙食やマスク着用により表情が読めないことによるコミュニケーション面での影響等が出ていることも聞いている。また、感染防止対策といった、新たな業務が加わる教職員の負担も心配される。そこで、新型コロナウイルス感染防止対策を講じることによる、教職員、児童生徒に及ぼす身体的・精神的な影響についての受け止めと、その対応について伺う。

この答弁は私が答えております。マスク着用における子どもの体調不良を防ぐ取組みについて、気温が高い時などには屋外において他の児童・生徒との十分な距離を確保した上で一時的にマスクを外してもよしとしており、また体育の運動時にはマスクの着用は必要ないということを指導している。次に、マスク着用に伴うコミュニケーション面の影響への対応について、コロナ禍以前にも増して子ども同士のコミュニケーションの機会を創出する取組みを精力的に行っており、子どもたちが自らの思いを表現する場面を中心に据えた授業や、考えのキャッチボールを通して学びを深める授業などを取り入れている。また、マスク着用により表情が読み取りにくい中でも、子どもたちの心と体の変化を素早くキャッチしていく必要があることから、各学校では、担任や養護教諭を中心に全教職員が日々声かけや何気ない会話、毎日の生活ノートの記述、週1回の生活アンケートなどを通して、コミュニケーションをしっかりと行うこととしている。さらには、学校現場における「報・連・相」を徹底し、教職員間の情報交換や定期的な部会等での情報共有を、これまで以上に具体的、かつ詳細なものとしている。次に、教職員の負担については、コロナ禍のもとの新たな取組みを学校現場において組織的に行ったことにより、教職員の業務が軽減する効果があらわれた取組みもある。具体的な事例として、教育委員会主催の教員を対象とした多くの研修会をリモート会議としたところ、研修会場に向くための移動時間が削減され、学校内における指導時間の確保につながったことや、コロナ禍による学校行事の見直しや工夫により、効率的な学校運営につながったものと考えている。

本会議は以上のようなご説明をしたところです。それから委員会です。資料③の24ページをお開きください。概況報告として、このたびは成人式についてご報告をいたしました。予定通り1月9日に市民会館で開催をし、午前午後の2部制として実施し、合わせて1,390名の新成人の皆様にご参加いただきました。オンライン配信も行った。そのようなことです。感染症対策については、従前どおりのものを粛々とやりながら、24ページの一番下ですが、令和5年の成人式については、本年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられる民法の改正が施工されました後、初めての開催となります。すでにご案内している通り、従前どおり開催時期は1月で、参加対象年齢は20歳といたしております。また名

